

令和3年1月15日招集

令和3年 第1回(1月)

佐渡市議会臨時会議案

佐 渡 市

目 次

議案第 1 号	佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票 に付す条例の制定について	1
議案第 2 号	令和 2 年度佐渡市一般会計補正予算（第 15 号） について	7
議案第 3 号	令和 2 年度佐渡市一般会計補正予算（第 16 号） について	7

議案第1号

佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第3項の規定により、佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定について、別紙のとおり意見を付けて議会に付議する。

令和3年1月15日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例

(目的)

第1条 この条例は、佐渡市が防災拠点庁舎建設に当り、その賛否について住民の意思を確認することを目的とする。

(住民投票)

第2条 第1条の目的を達成するため、次の各号の選択肢について、住民による投票（以下「住民投票」という）を行う。

- (1) 防災拠点庁舎建設に賛成
- (2) 防災拠点庁舎建設に反対

2 住民投票は、住民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を佐渡市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という）に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という）は、この条例の施行の日から起算して30日を経過する日までの間において市長が定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めた場合において、前条第2項の規定により選挙管理委員会に事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という）は、投票日において佐渡市に住所を有する者であって、前条に規定する告示日において佐渡市の選挙人名簿に登録されている者及び告示日前日までに選挙人名簿に登録された者とする。

(投票資格者名簿の調整)

第6条 市長は、投票資格者の名簿(以下「投票資格者名簿」という)を、調整しなければならない。

(投票の方式)

第7条 住民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。

2 住民投票をしようとする投票資格者(以下「投票人」という)は、投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。

(投票所における投票)

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の選択肢の欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(投票の促進)

第10条 市長その他関係団体は、広報その他の手段により、投票資格者の投票を促すよう努めるものとする。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫
その他投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、
又は住民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第12条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必
要な事項については、規則で定めるところによるもののほか、公職選挙
法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則
（昭和25年総理府令第13号）の規定により行われる本市の議員又は長の
選挙の例による。

(投票結果の告示等)

第13条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示
するとともに、市議会議長にその内容を通知しなければならない。

(投票結果の取扱い)

第14条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規
則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して30日を経過した日にその効力
を失う。

意 見

佐渡市防災拠点庁舎整備に関する住民投票条例案は、地方自治法第74条第1項の規定に基づき佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票に付す条例の制定を求める直接請求によるもので、直接請求できる最少人数933名を超える3,725名の有効署名があり、真摯に受け止めております。

庁舎建設については、合併協議会において協議・決定した新市建設計画に掲載されており、議会においても、令和2年7月「合併特例債に関する特別委員会」並びに令和2年9月、12月議会において審議をいただいております。令和6年3月下旬の事業完了に向けて作業を進めている状況であります。昨今の、全国各地の災害などの状況を鑑み、新庁舎に防災機能を強化した整備を行い、災害等の緊急時においても業務が継続できる体制のもと、国、県、消防署等の関係機関と連携し、現場把握、情報収集、指揮命令を迅速に、確実にできる司令塔として機能する庁舎が必要であると考えております。また、災害時には、障がい者、お年寄り、妊婦、お子様連れなど一般的に社会的弱者と言われる方の一時的な避難所としても活用できるよう検討しているところであります。

次に、コスト面で将来に負担を残さない庁舎整備が進められる点であります。防災拠点庁舎の建設にあたり、合併特例債を活用することで佐渡市の負担額は約10億円となります。これは庁舎を建てず現庁舎の改修のみとしていた旧計画と同程度の負担となります。また、現庁舎の改修は防災拠点庁舎建設と一体に整備することで合併特例債が対象となり、約2億円の市負担額で実施することができます。

さらに、25年後までの総事業費を比較した場合、現計画では約38億円の市負担額の削減を見込んでおり、それを子育て支援や人口減少対策などのソフト事業にも活用していきたいと考えております。

なお、現庁舎をはじめ、羽茂支所、佐和田・畑野・真野行政サービスセンターは約15年後までに耐用年数を迎え、長寿命化を図ったとしても約25年後には老朽化により安全性の確保が難しくなると想定しております。このため、国の支援（合併特例債）があるうちに、今から80年程度維持でき

る防災拠点庁舎を建設することにより、将来に負担を残さない庁舎整備事業を進めるべきであると考えております。

次に、本条例案についてであります。

(1) 第2条では、住民投票は選択肢を設けて行う旨の規定となっており、「防災拠点庁舎建設に賛成」又は「反対」をもって、市民の意思を確認するものとしております。

しかしながら、防災拠点庁舎の整備計画については、議会においても議論を重ね予算を認めていただき、事業を進めているところであります。

(2) 新市建設計画に記載されている「市庁舎建設及び周辺整備」については、合併協議会から長い時間をかけ多くの先人の議論を重ねて、合併特例債の活用により建設することで、既に計画が進められてきた事業であります。今までの課題は、合併特例債の活用期限に間に合わないなどの点が挙げられておりましたが、現時点においては活用期限も延長されている状況であることから、住民投票に付す理由がないと判断しております。

(3) 現庁舎改修を含めた防災拠点庁舎整備事業は、合併特例債活用期限である令和6年3月末までに完了しなければなりません。現時点において、住民投票を実施した場合、パブリックコメントの実施ができず、全体的な工期に遅れが生じ、期限内に完了しない事態が想定されます。

以上のことから本条例案には、反対するものであります。議員各位におかれましては、本条例案について厳正なるご審議と賢明なるご判断をいただきますようお願い申し上げます。

令和3年1月15日

佐渡市長 渡辺 竜五

議案第 2 号 令和 2 年度佐渡市一般会計補正予算（第15号）について
（予算書別紙添付）

議案第 3 号 令和 2 年度佐渡市一般会計補正予算（第16号）について
（予算書別紙添付）

議案第2号

《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第15号）概要》

1. 補正予算について

- ・佐渡航路事業継続支援事業の経費を計上
- ・新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保や子育て世帯・低所得者世帯等への支援のほか、島内経済の回復に向けた対応に要する経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	53,475,752
補正額	647,362
累計予算額	54,123,114

3. 財源内訳

(単位：千円)

国庫支出金	135,350
繰入金	512,012

4. 補正項目

(単位：千円)

○【新規】佐渡航路事業継続支援事業【交通政策課】 補正額：357,982

(事業内容)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた佐渡航路の事業継続に向けた支援を行う。

○新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保

(事業内容)

○【新規】ワクチン接種体制確保事業(新型コロナ対策)【市民生活課】

補正額：135,350 千円

新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始するための体制を確保する。

○子育て世帯・低所得者世帯等への支援

(事業内容)

○【新規】コロナに負けるな！！子育て・暮らし応援事業(新型コロナ対策)【社会福祉課】

補正額：138,296 千円

コロナ禍における子育て世帯や低所得者世帯等の生活を支援するため、商品券(応援券)を発行・給付する。

○島内経済の回復に向けた対応

(事業内容)

○島民限定日帰り入浴促進事業(新型コロナ対策)【市民生活課】 補正額: 6,734 千円

・市内の日帰り入浴施設を半額で利用できるキャンペーンの第2弾を2月14日まで延長

○県民限定宿泊施設利用促進事業(新型コロナ対策)【観光振興課】

補正額: 9,000 千円

・市内宿泊施設の宿泊料の2分の1(上限:大人6千円)を値引きする第2弾に係る経費を追加

議案第3号

《令和2年度 佐渡市一般会計補正予算（第16号）概要》

1. 補正予算について

- ・住民投票に係る経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	54,123,114
補正額	31,596
累計予算額	54,154,710

3. 財源内訳

(単位：千円)

繰入金	31,596
-----	--------

4. 補正項目

(単位：千円)

○住民投票経費【選挙管理委員会】

補正額：31,596

(事業内容)

・佐渡市防災拠点庁舎建設の賛否を問う住民投票条例を施行した場合に執行する住民投票に係る経費を計上

電子計算費	1,208 千円
住民投票費	30,388 千円